

「指定計画相談支援」「指定障害児相談支援」重要事項説明書

令和8年6月1日現在

本重要事項説明書は、当事業所と指定計画相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業所の概要

事業所の名称	なぎさ和楽苑さわやか相談室
事業の種類	指定特定相談支援事業 事業所番号 1332304045 指定障害児相談支援事業 事業所番号 1372301372 令和2年10月23日 20 福障送第1556号
事業所の所在地	東京都江戸川区西葛西八丁目1番1号
電話番号	03-3675-1202
FAX 番号	03-3675-1203

2. 事業実施地域

新大橋通りより南側(海側) 臨海町・清新町・西葛西・東葛西・北葛西・南葛西・中葛西・宇喜田町・船堀・一之江町・二之江町・春江町5丁目・江戸川5丁目、6丁目・西瑞江4丁目、5丁目

3. 営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。但し日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)は休み。※時間外の連絡先 03-3675-1201
営業時間	9:00～17:30

4. 職員の体制

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤
管理者	1名	名
相談支援専門員	2名	名

当事業所では、利用者に対して指定計画相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

5. 事業所が提供するサービス内容と利用料金、加算について

(1) サービス内容

① サービス等利用計画の作成の支援

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画を作成します。

〈サービス等利用計画の作成の流れ〉

①相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して利用者の心身の状況等、利用者が希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握します。

②サービス等利用計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めます。

③利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者及び障害児の保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

④利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域生活相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、障害者総合支援法第五条二十項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成します。

⑤④で作成したサービス等利用計画案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定します。

⑥支給決定又は地域相談支援給付決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催等により当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地から意見等を求めることとします。また、これを基に、相談支援専門員はサービス等利用計画を作成し、利用者等の同意を得た上で決定します。

②経過観察・再評価

- ・ サービス等利用計画作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定、又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。
- ・ モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

③サービス等利用計画の変更

利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

④障害者支援施設等への入所支援

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑤虐待防止にむけた体制

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、利用者の人権擁護、虐待発生またはその再発の防止のため、虐待防止検討委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に取

り組んでまいります。また、措置を適切に実施するための専任の担当者を配置いたします。

⑥感染症・災害等に対する体制

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底のため、感染対策委員会の開催、指針の整備、研修・訓練の実施等に取り組んでまいります。措置を適切に実施するための専任の担当者を配置いたします。また、感染症や自然災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画（BCP）等の策定、研修・訓練の実施等に取り組んでまいります。

⑦ハラスメントの防止

1：事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

2：利用者やその家族等から受ける著しい迷惑行為を防止するための方針の明確化等の措置を講じる。

⑧身体拘束について

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

⑨地域生活支援拠点等の機能を担う事業所

事業所は「障害福祉サービス等及び障害児支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

1：相談

平時から緊急時における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能。

2：緊急時の受け入れ・対応

短期入所事業等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急時における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

3：体験の機会・場

障害者施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立にあたって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。

4：専門的人材の確保・養成等

医療的ケアや強度行動障害、高齢化に伴い重度化した障害者に対し、専門的な対応を行う体制の確保や人材養成を行う機能。

（２）利用料金と加算

①サービス利用料金

指定計画相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から計画相談支援給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

②交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

③利用料金のお支払い方法

前記②の費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までにお支払い下さい。

④加算

当事業所では、相談支援従事者の処遇改善を図るため、以下の加算を算定しています。計画相談支援給付費は全額が給付対象（自己負担なし）となるため、通常の支給限度額内でのご利用であれば、本加算に伴う利用者様の自己負担は発生いたしません。

・福祉介護職員等処遇改善加算

6. サービスの利用に関する留意事項

（１）サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、苦情相談窓口等にご相談ください。

7. 利用者の記録や情報の管理、開示について

当事業所では、関係法令（及び社会福祉法人東京栄和会個人情報保護規定）に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）保存期間は、指定計画相談支援サービスを提供した日から5年間です。

＊ 当事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- (2) サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
- (3) アセスメントの記録
- (4) サービス担当者会議等の記録
- (5) モニタリング結果の記録
- (6) 関係機関からの情報提供に関する記録
- (7) 契約書
- (8) 重要事項説明書
- (9) 利用者負担に関する関係書類
- (10) 利用者に関する区市町村への通知に係る記録
- (11) 利用者からの苦情内容等の記録
- (12) 事故の状況及び事故に際しての採った処置についての記録

※閲覧・複写の受付時間は営業時間内となります。

8. サービスに関する相談・苦情について

当事業所における相談、要望、苦情等はサービス提供責任者が担当窓口までお申し出ください。

＜サービス相談窓口＞

電話番号：03-3675-1201 担 当 阪本 彰史

＜なぎさ和楽苑 第三者委員会＞

【なぎさ和楽苑 第三者委員会委員】

- ・長田 久雄（委員長） 桜美林大学名誉教授
- ・岡村 郁子 江戸川区社会福祉協議会 事務局長
- ・坪井 順子 なぎさ和楽苑家族会OB
- ・横内 博 ボランティア「なぎさグループ」代表
- ・小坂 順子 江戸川区民生児童委員協議会 葛西第三地区会長

第三者委員へご相談のご希望の場合は、サービス相談担当までお申し出ください。

電話、面談等調整をさせていただきます。

（受付時間 月曜日～土曜日 09：00～17：00 年末年始・祝日除く）

当事業所が設置する窓口以外でも相談・苦情の窓口を設置しています。

江戸川区役所 障害者福祉課庶務係	電話番号 03-5662-0054 受付時間 月曜日～金曜日 9：00～17：00
東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会	電話番号 03-5283-7020 受付時間 月曜日～金曜日 9：00～17：00

9 なぎさ和楽苑さわやか相談室の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 東京栄和会
代表者・役職 理事長 鈴木 信 男
所在地 東京都江戸川区西葛西 8-1-1
電話・Fax 番号 TEL 3 6 7 5 - 1 2 0 1 FAX 3 6 7 5 - 6 5 6 7

同一敷地内で行う事業

- (1) 介護保険事業（介護予防・総合事業含む）
- ① 介護老人福祉施設
 - ② 短期入所生活介護
 - ③ 通所介護
 - ④ 認知症対応型通所介護
 - ⑤ 通所型サービス（緩和型）
 - ⑥ 訪問介護
 - ⑦ 訪問看護
 - ⑧ 福祉用具貸与
 - ⑨ 居宅介護支援
- (2) 江戸川区委託事業
- ① 地域包括支援センター（熟年相談室）
- (3) 診療所
- ① 博愛ホーム診療所
- (4) 都市型軽費老人ホーム
- ① JOY なぎさ
- (5) 特定相談支援事業所
- (6) 障害児相談支援事業所
- (7) 障害福祉サービス事業
- ① 短期入所
 - ② 在宅心身障害者施設入浴サービス（区委託事業）
 - ③ 居宅介護、重度訪問介護

「この重要事項説明書に書かれている内容について_____から説明を受け、
同意いたします」

年 月 日

氏 名 _____

(代理人 _____)